

## 東浦町就学援助費事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難な児童、生徒又は就学予定者（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「政令」という。）第5条第1項に規定する就学予定者をいう。以下同じ。）の保護者に対し、東浦町が行う援助（以下「就学援助」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (援助対象者)

第2条 就学援助の支給対象者は、本町の区域内に住所を有し、小学校に在学する児童、中学校に在学する生徒又は就学予定者の保護者であって、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）又は要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者であって、次の各号のいずれかに該当するもの（第1号から第7号までについては、就学援助を受けようとする年度又はその前年度において当該各号に該当するものに限る。）（以下「準要保護者」という。）とする。

- (1) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者
- (2) 東浦町税条例（昭和29年東浦町条例第48号）第26条に基づく町民税の非課税、同条例第49条に基づく町民税の減免又は同条例第65条に基づく固定資産税の減免を受けた者
- (3) 愛知県県税条例（昭和25年愛知県条例第24号）第42条の40に基づく個人の事業税の減免を受けた者
- (4) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条又は第90条に基づく国民年金の掛金を免除された者
- (5) 東浦町国民健康保険税条例（昭和36年東浦町条例第6号）第23条に基づく国民健康保険税の減免を受けた者
- (6) 愛知県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度による生活福祉資金の貸付けを受けた者
- (7) 児童扶養手当法（昭和36年法律第236号）第4条に基づく児童扶養手当の支給を受けている者
- (8) 次のいずれかに該当し、かつ、就学援助の申請の日（以下「申請日」という。）の属する年の前年（申請日が4月1日から6月30日の場合にあっては、申請日の属する年の前々年）の児童、生徒又は就学予定者の保護者と同居している者全員の所得（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合にあっては、当該給与所得及び当該公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。））をいう。）の合算額が、就学援助を受

けようとする年度の4月1日時点において算定した生活保護法第11条第1項に規定する生活扶助（生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準生活費の額、障害者加算の額及び母子加算の額に限る。）、教育扶助及び住宅扶助の合算額に1.3を乗じて得た額未満の者

ア 失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者

イ 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者

ウ P T A会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者

エ 学校納付金の納付状態が悪い者又は学用品、通学用品等に不自由している

児童若しくは生徒の保護者で生活状態が悪いと認められる者

オ 経済的な理由による欠席日数が多い児童又は生徒の保護者

2 前項の規定にかかわらず、政令第9条の規定により東浦町立学校設置条例（昭和46年東浦町条例第16号）別表に規定する小学校又は中学校（以下「町立小中学校」という。）への区域外就学を承諾された児童、生徒又は就学予定者の保護者のうち、前項各号のいずれかに該当するものは、就学援助の支給対象者とする。ただし、他の市区町村から就学援助を受けている場合は、この限りでない。

（援助費目及び支給額）

第3条 要保護者及び準要保護者（以下「要保護者等」という。）として認定された者に対し、次に掲げる費目について予算の範囲内で援助することとし、支給額は、毎年度教育長が定める。

（1）学用品費等

ア 学用品費

児童又は生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（実験、実習材料を含む。）又はその購入費

イ 通学用品費

児童又は生徒が通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨がさ、上履き、帽子等）又はその購入費

ウ 校外活動費（宿泊を伴わないもの）

児童又は生徒が学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴わないものに参加するために直接必要な交通費及び見学料

（2）校外活動費（宿泊を伴うもの）

児童又は生徒が学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴うものに参加するために直接必要な交通費及び見学料

（3）通学費

児童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費

（4）修学旅行費

修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学料並びに修学旅行に参加した児童又は生徒の保護者が修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、

## 通信費及び旅行取扱料金

### (5) 新入学児童生徒学用品費

新入学児童又は生徒が通常必要とする学用品、通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨がさ、上履き等）又はその購入費

### (6) 医療費

学校保健安全法施行令（昭和 33 年政令第 174 号）第 8 条に定める疾病の治療に要する経費で、保護者が負担することとなる額

### (7) 学校給食費

児童又は生徒が受けた給食で、保護者が負担することとなる額

### (8) 卒業アルバム代等

卒業アルバム等の購入費

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法第 13 条の規定による教育扶助受給者には、前項第 1 号から第 3 号まで、第 5 号及び第 7 号の費目、同法第 15 条の規定による医療扶助受給者には、第 6 号の費目については支給しない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、町立小中学校以外の学校に在学する児童、生徒又は就学予定者の保護者には、第 6 号及び第 7 号の費目については支給しない。

#### （援助の申請）

第 4 条 就学援助を受けようとする保護者は、就学援助費受給申請書（様式第 1）に証明書類等を添えて、教育委員会が定める日までに教育委員会に申請するものとする。

#### （援助の認定）

第 5 条 教育委員会は、前条の規定により申請書を受理したときは、内容を審査し、認定の可否を決定する。

#### （認定等の通知）

第 6 条 教育委員会は、当該保護者に係る児童、生徒又は就学予定者の就学援助の認定、却下又は取消を決定した場合は、就学援助費受給認定（却下・取消）通知書（様式第 2。以下「通知書」という。）により保護者に通知するものとする。

#### （就学援助費の支給方法）

第 7 条 就学援助費の支給は、教育委員会が適切な方法により金銭又は現物で、直接要保護者等に対して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、校長が要保護者等から援助費の受領等について委任を受けた場合においては、校長は、適切な方法により、金銭又は現物で要保護者等に直接支給するものとする。

#### （援助額及び支給の時期）

第 8 条 援助費の支給時期は、おおむね次のとおりとする。

（1）学用品費等及び通学費 7 月、11 月及び 3 月

（2）校外活動費（宿泊を伴うもの） 終了後随時

（3）修学旅行費 終了後随時

（4）新入学児童生徒学用品費 7 月（就学前に認定を受けた場合にあっては、2 月

又は3月)

- (5) 医療費 隨時
- (6) 学校給食費 隨時
- (7) 卒業アルバム代等 購入後隨時

2 前項の規定にかかわらず、必要な場合は、その都度支給するものとする。

(年度途中の認定)

第9条 転入学又は災害や不時の事態により年度の中途において就学援助の認定を必要とするものについては、第4条、第5条及び第6条の例により、その都度速やかに追加認定を行うものとする。

(認定の取り消し)

第10条 教育委員会は、要保護者等が次の各号のいずれかに該当するときは、通知書により就学援助の認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する援助対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の申請をしたとき。
- (3) 学用品費等の滞納があったとき。

(援助費の返還)

第11条 援助費は、返還を要しない。ただし、教育委員会において返還を要すると認めた場合においてはこの限りではない。

(証拠書類の整備)

第12条 教育委員会は、保護者又は業者の請求書、受領書（ただし、医療費にあっては医療機関等の請求書及び受領書）及び支給明細書を他の関係書類とともに整理保存するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、就学援助費の支給に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行して、改正後の第5条、第6条2項及び10条の規定は、平成21年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 6 月 21 日から施行する。ただし、この要綱による改正後の東浦町就学援助費事務取扱要綱（以下「新要綱」という。）第 2 条第 8 号の規定は、同年 7 月 1 日から施行する。
- 2 新要綱第 2 条第 8 号の規定は、平成 28 年 7 月 1 日以後に支給すべき事由の生じた就学援助費の支給について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた就学援助費の支給については、なお従前の例による。

#### 附則

この要綱は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和元年 7 月 18 日から施行し、この要綱による改正後の東浦町就学援助費事務取扱要綱第 8 条の規定は、同年 5 月 1 日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 13 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 6 月 15 日から施行する。ただし、この要綱による改正後の東浦町就学援助費事務取扱要綱（以下「新要綱」という。）第 2 条第 8 号の規定は、同年 7 月 1 日から施行する。
- 2 新要綱第 2 条第 8 号の規定は、令和 3 年 7 月 1 日以後に支給すべき事由の生じた就学援助費の支給について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた就学援助費の支給については、なお従前の例による。

#### 附 則

この要綱は、令和 7 年 12 月 3 日から施行する。

## 様式第1（第4条関係）

## 就学援助費受給申請書

年 月 日

東浦町教育委員会

申請者（保護者） 氏名 \_\_\_\_\_  
 住所 \_\_\_\_\_  
 TEL ( ) \_\_\_\_\_

就学援助費の受給のため、必要書類を添えて申請します。

また、申請に伴い就学援助費受給申請に伴い、次のことに同意・委任します。

- ・審査に必要がある場合、東浦町教育委員会が同一世帯員の東浦町保管公簿を閲覧すること
- ・児童生徒の異動が生じた場合、東浦町教育委員会および関係自治体の間で情報共有すること

対象児童 生徒に○	家族状況（同居家族全員を記入）※世帯分離していても所得算定対象となります。				
	氏名	続柄	生年月日	職業又は学校名	学年・組
	(申請者)	本人	年月日		

申請理由 該当する番号1つに○をつけてください。

- (1) 生活保護が停止又は廃止された。 ( 年 月 日)
- (2) 町民税が非課税又は減免された。 ( 年度分)
- (3) 個人事業税又は固定資産税が減免された。 ( 年度分)
- (4) 国民年金の掛金が免除された。 (国民年金番号 )
- (5) 国民健康保険税が減免等された。 (保険記号番号 )
- (6) 社会福祉協議会が実施する生活福祉資金の貸付を受けている。 ( 年 月 日)
- (7) 児童扶養手当を受給している。 (証書記号番号 )
- (8) ア 失業対策事業適格者又は職業安定所登録日雇用労働者である。 (手帳番号 )
  - イ 保護者の職業が不安定で生活困窮者である。
  - ウ PTA会費、学級費等の減免が行われている。
  - エ 経済的に困窮し、学校納付金の納付、学用品等の購入が困難である。
- (9) 生活保護を受けている。

就学援助費については、次の口座へ振り込んでください。

※町立小中学校に在学の場合は、学校に給食費等口座振替依頼書を提出していない場合のみ記入

※口座を変更する場合は、速やかに教育委員会へお申し出ください。

金融機関	支店	種目	口座番号
フリガナ			
口座名義			

様式第2 (第6条、第10条関係)

第 年 月 号  
日

様

東浦町教育委員会

就学援助費受給認定（却下・取消）通知書

就学援助費の受給資格については、下記のとおり認定・却下・取消します。

記

		認定番号		
受給資格者 住所		氏名		
対象者 児童生徒	氏名	学校名	学年	
認定・取消 年月日		年	月	日
却下理由				

注) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東浦町教育委員会に対して審査請求することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。